

(2) 記入者から見た本人の状態について

一人暮らしも可能であるが、重要なことは相談相手が必要である。
日常の買物等は本人ができるが、高価な買物、契約行為は誰かの同意を得た上でするようにしないと、だまされるかもしれない。
理解力及び判断力がなく、財産管理及び契約行為は誰かが代理して行う必要がある。
いわゆる植物状態又は植物状態に近い状態である。
その他 (_____)

(3) この申立てをすることを本人は知っていますか。

知っている。
知らない。その理由は次のとおりである。
本人は理解できる状態ではない。
本人は理解できる状態であるが、本人への精神的な影響を考慮して、知らせていない。
本人が申立てに反対している。(理由 _____)
その他 (_____)

(4) 本人との意思疎通について

言葉は出ない。 会話は可能だが意味不明 簡単な応答程度
日常会話が可能 言葉、筆談、身振りなどにより意思疎通ができる。
その他 (_____)

4 この申立てそのものに反対だったり、もしくは候補者が後見人等になることに反対している家族はいますか。

反対している家族はいない。
_____ (本人との続柄 _____) が反対している。

5 原則として本人の鑑定が必要ですが、鑑定を依頼できる医師がいますか。

診断した医師が内諾している。
次の医師に依頼可能である。
病院名 医師名 専門の科目

電話番号 住 所

探してみたが、依頼できる医師が見当たらない。
鑑定の目的は、本人の財産管理能力について医師の判断を求めるものであり、原則的に本人の状況をよく理解されている主治医、診断医にお願いしているのが実情です。鑑定医が見付からないと鑑定依頼に時間が掛かりますので、できる範囲で結構ですが、鑑定を依頼できる医師を確保するためのご協力をお願いします。

6 その他、家庭裁判所に特に注意してほしいことなどがあれば記入してください。